

市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者を対象に

「人間ドック・脳ドック」の費用の一部を助成します

国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者の疾病の早期発見や早期治療による健康増進を図るため、人間ドックと脳ドック検査費用を助成します。

対象

次の条件を全て満たす人

- ▼国民健康保険の人
- 申請時に市内に住所を有し、市国民健康保険に1年以上継続して加入している人
- 受検日時点で40歳以上の人
- 市税などを滞納していない世帯に属する人
- ▼後期高齢者医療制度の人
- 申請時に市内に住所を有し、県後期高齢者医療制度に1年以上継続して加入している人（国民健康保険の加入期間と通算します。）
- 市税などを滞納していない世帯に属する人

※健診項目が重複するため、人間ドックの助成を受ける人は、特定健康診査または後期高齢者健康診査の受診はできません。人間ドックの助成が健康診査のどちらか一方になります。

- ※脳ドックの助成は2か年連続して受けることはできません。
- 助成金額
- 検査費用の2分の1（限度額2万円）
- ※市の予算の範囲内での助成



申し込みから検査まで

- ①医療機関で人間ドックなどの予約をします。
- ②予約後、国保年金課で申請の手続きをしてください。
- ▼申請時の持ち物
- 保険証
- 印鑑
- ※申請書は国保年金課窓口に備え付けてあるほか、市のホームページからダウンロードできます。
- ③後日、市から「承認書」を送付しますので、承認書・保険証などを持参し受検します。
- ④契約医療機関の場合は、助成額を差し引いた費用を医療機関に支払います。
- 契約医療機関以外の場合は、費用の全額を支払い、後日、次のものを持参して、国保年金課の窓口で助成金の請求手続きをしてください。
- ▼助成金請求時の持ち物
- 保険証 ○印鑑 ○承認書
- 領収証 ○助成金請求書
- 受検者名義の金融機関の口座番号がわかるもの
- ※人間ドックを受診した人は、次の書類も持参してください。
- 検査結果の写し
- 質問票

■契約医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	人間ドック	脳ドック
日吉台病院	富里市日吉台1-6-2	☎(92) 00001	○	—
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台2-36-2	☎043 (486) 0006	○	○
高根病院	芝山町岩山2308	☎0479 (77) 1133	○	○
成田赤十字病院	成田市飯田町90-1	☎(22) 2311	○	○
亀田総合病院附属幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3	☎043 (296) 2321	○	○
成田富里徳洲会病院	富里市日吉台1-1-1	☎(85) 5313	○	○

- その他
- 医療機関への予約は、個人で行ってください。
- 検査料や検査項目などは、医療機関によって異なりますので、直接問い合わせてください。
- 検査日の変更やキャンセルをする場合は、必ず国保年金課に連絡してください。

問い合わせ先

- 国民健康保険については国保年金課国保班
- ☎(93) 4083
- 後期高齢者医療制度については国保年金課高齢者医療年金班
- ☎(93) 4085

国民年金保険料
過去5年の後納制度

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やせる「後納制度」が、平成27年10月1日から平成30年9月までの3年間限りの特例として実施されています。

なお、老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは問い合わせてください。

国民年金保険料
専用ダイヤル

☎0570(011)050

国民年金
65歳になったら請求を

「65歳になると自動的に年金が支給される」と思っていないと、本人からの請求がないと、年金は支給されません。65歳になったら、年金請求書の提出を忘れないようにしてください。

また、希望により60歳から受給する「繰り上げ請求」や、66歳以降に受給を開始する「繰り下げ請求」もできます。国民年金にはこのほかに、障害基礎年金や遺族基礎年金などがあります。受給するには、いずれも請求手続きが必要です。

必要書類や届出先など、詳しくは問い合わせください。

☎043(212)8621
関幕張年金事務所

年金相談

市では、毎月1回、社会保険労務士による年金相談を行っています。相談は無料で、申し込みは不要です。

今月は次のとおり行いますので利用してください。

■日時 10月20日(木)

午前10時～正午／午後1時～3時

■場所 市役所分庁舎1階会議室

☎(93) 4085
関国保年金課高齢者医療年金班

井戸水の衛生管理

衛生的で安全な飲み水は、生活のために欠く事のできないものです。

飲み水として井戸水を利用されている人は次の内容に注意して、衛生的な管理を心掛けましょう。

- コップに水を採って、色・濁り・においなどに異常がないか、点検しましょう
- 井戸や貯水タンクの周りの点検、清掃を行い、清潔に保ちましょう
- 飲み水が飲用に適するかどうかな年1回水質検査を受けましょう

水質検査について

水質検査は、水道法に基づく大臣登録検査機関や建築物衛生法に基づく知事の登録水質検査機関で受けられます。

☎(93) 4945
関環境課環境保全班

環境について考えよう

10月1日は「浄化槽の日」
浄化槽は、微生物の働きで、汚れた水（トイレや台所などからの排水）をきれいにして放流する、生活排水処理設備です。浄化槽の維持管理を怠ると浄化されない汚水が側溝や排水路を通り、川などを汚染する原因になります。

大切な生活環境を守るため、浄化槽の保守点検、清掃、定期検査を行い、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

☎(93) 4945
関環境課環境衛生班

10月は印旛沼浄化推進運動月間
印旛沼は飲料水などの水源として、また、内水面漁業場と観光資源として、私たちの貴重な財産となっています。印旛沼の水質浄化のため、次のことを心掛けましょう。

家庭でできる浄化対策

- 流しではろ紙袋などを使用する
- 食器・鍋などの油は、布で拭き取ってから洗う
- 米のとぎ汁は、植木にまいたり、無洗米を使用する
- 洗車はバケツを使用し、洗剤は控えめにする
- せっけん・洗剤は使いたくない
- 沈殿槽の設置、側溝の清掃を心掛ける
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、窒素またはリン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽の設置を心掛ける

☎(93) 4945
関環境課環境保全班

狂犬病予防注射は
お済みですか？

狂犬病予防法では、犬の飼い主は、「飼い犬を登録しなければならぬ」とことや「狂犬病の予防注射を年に一回受けさせなければならぬ」となどが定められています。

まだ予防注射を受けていない場合は、動物病院などで受けさせ、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」を市環境課窓口持参し、「狂犬病予防注射済票」の交付手続きをしてください。

■持ち物 狂犬病予防注射済証、飼い犬の注射済票交付申請書(※)

※市に登録を届け出ている犬の飼い主へ、ハガキで発送しています。

■費用 1頭につき550円
(狂犬病予防注射済票交付手数料)
※生後90日を経過した犬で市に登録をしていないときは、新規登録料3,000円が別途必要です。

■その他 すでに、予防注射を受けていて、届け出ている場合も、同様に手続きをしてください。

☎(93) 4945
関環境課環境衛生班

犬や猫などに
関する相談は



問い合わせ先

- 印旛健康福祉センター 成田支所
- ☎(26) 7231
- 県動物愛護センター
- ☎(93) 5711